

装事航第359号  
27. 10. 1

需品調達官  
武器調達官  
電子音響調達官  
艦船調達官  
通信電気調達官 殿  
航空機調達官  
輸入調達官  
各地方防衛局長

防衛装備庁調達事業部長  
( 公 印 省 略 )

監督及び検査のため新造機に搭乗する場合の手続について（通知）

標記について、航空法（昭和27年法律第231号）第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可手続については別添1のとおり、また、自衛隊機の取り扱いについては別添2のとおり定められているので、隊員が監督及び検査のため新造機に搭乗する場合の手続については、別紙により実施されたい。

添付書類：別紙

別添1 空乗第115号（7. 6. 16）

別添2 空乗第652号（46. 10. 25）

写送付先：陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

東海防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、岐阜防衛事務所長

監督及び検査のため新造機に搭乗する場合の手続

- 1 製造請負契約又は売買契約により、新たに取得しようとする航空機（以下「新造機」という。）に監督、検査のため隊員が搭乗する場合は、航空法（昭和27年法律第231号）第28条第3項の規定に基づき、地方航空局に許可を申請する。
- 2 1の許可申請にあたっては、補助者（会計法第29条の11第1項及び第2項に規定する補助者並びに省訓第27号第6条第1項の規定により監督を行う場合において、担当官を補助する者をいう。以下同じ。）が搭乗する隊員にかわって申請者となり、業務範囲外行為許可の申請書（付紙様式による。）を作成のうえ、原則として最初の飛行計画日の20日前までにそれぞれの地方航空局に申請を行う。
- 3 業務範囲外行為許可の申請書作成上の留意事項
  - (1) 付紙様式の3.(2)に記載する飛行期間は6箇月以内とするが、個々の申請にあたっては、それぞれの地方航空局と事前に調整のうえ記入する。

なお、同一機種で許可される飛行期間を超えて長期間継続的に隊員による飛行（以下「官飛行」という。）を実施する計画のあるものについては、じ後の官飛行計画を添付する。
  - (2) (1)に関連し、申請する新造機の機数は、その許可される飛行期間に飛行を予定している同一機種のすべてについて申請して差し支えない。
  - (3) 契約相手方が該当新造機の飛行の許可申請を地方航空局に行っている場合、その飛行計画期間と官飛行計画期間が重複するときは、付紙様式の3.(3)に係る空域、進入帰投経路及び同6の(1)に係る航空機の主要諸元、性能、三面図等については当該項目についての具体的な記入を省略することができる。ただし、この場合には契約相手方（社名）の申請に同じである旨注記する。

付紙様式

発簡記号番号

年 月 日

(東京又は大阪とする)  
航空局長 殿

補助者名 印

業務範囲外行為許可の申請について

標記について（機種名記入）の（監督官又は検査官の区分記入）として搭乗するため、航空法第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請者氏名及び住所
- 2 航空機の種類、等級、型式（機種）、機体番号
- 3 飛行計画の概要
  - (1) 飛行の目的
  - (2) 日時又は期間
  - (3) 空域、進入帰投経路
- 4 操縦者の氏名及び資格
- 5 同乗者の氏名及び同乗の目的
- 6 その他参考となる事項
  - (1) 航空機の主要諸元、性能、三面図等
  - (2) その他必要事項

空乗第115号	平成7年6月16日
空乗第259号	平成12年12月1日（一部改正）
国空乗第167号	平成15年8月18日（一部改正）
国空乗第128号	平成23年6月29日（一部改正）
国空航第1013号	平成27年3月30日（一部改正）

航空法第28条第3項の規定に基づく  
業務範囲外行為の許可について

1. 許可の対象

航空法第28条第3項の許可にあたっては、一時的な飛行で次の場合を対象に取り扱うものとする。

(1) 次の航空機の試験飛行（試験飛行するために必要な航空機乗組員の訓練飛行を含む。）。

イ 民間航空機であって、型式証明がなく、かつ、同型式機が耐空証明を受けていないもの。

ロ 防衛省又は外国向けに製造された航空機で納入前のもの。

ハ 航空機安全課サーキュラーNo. 1-006「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」第1-3項に規定される自作航空機。

(2) 外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び航空法第130条の2の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。）の国内使用に係る飛行（航空法第126条第1項第1号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間の航行を行う場合を除く。）。

(3) その他航空法第28条第3項の規定に基づく許可により行うことが適当と認められる飛行、例えば、

イ 輸入航空機等を空輸する場合の飛行であって、当該機の運航をすることができる資格を有する者により行うことが困難であると認められるもの。

ロ 航空法第35条第1項第3号に基づき、操縦練習を行う場合の飛行であって、当該操縦練習の監督者が、当該航空機を操縦することができる我が国の技能証明及び航空身体検査証明を取得することが困難であると認められるもの。

2. 許可の基準

許可は次のいずれかの基準に適合するものについて行う。

(1) 運航を行おうとする者が、当該期間においてそれぞれ有効な当該航空機と類似の航空機の技能証明及び航空身体検査証明を有すること。

(注) 類似とは種類及び等級が同一であり、かつ、性能及び重量が近いものをいう。

(2) 外国政府の発行した当該航空機に係る当該期間においてそれぞれ有効な技能証明及び航空身体検査証明に相当する有効な証明等を有すること。

(3) 操縦練習の監督を行う場合にあっては、当該期間においてそれぞれ有効な航空身体検査証明又はこれに相当する外国政府の発行した証明等を有すること。

(4) 防衛省の航空機又は外国の軍用機（いずれも納入前のものを含む。）を運航する場合にあっては、それぞれの有効な技能証明及び航空身体検査証明に相当する証明等を有すること。

(注1) 外交文書等により当該申請者の資格が適当であると考えられる場合には、証明等を有するものとして取り扱うことができる。

(注2) 当該航空機が納入前の航空機であって、かつ民間機としては存在しな

い型式のものである場合には、防衛省による同一又は類似の型式（民間機としては存在しないもの）の航空機に係る操縦士等の資格の航空従事者技能証明を受けているか又は過去に受けたことがあることを確認できる書面の提出があれば、有効な技能証明に相当する証明等を有するものとして取り扱うことができる。

- (5) 自作航空機の試験飛行にあつては、当該航空機の性能、構造及び取扱方法を熟知していること。（この場合、(1)の基準に適合することが望ましい。）ただし、自作航空機であっても、航空機安全課サーキュラーNo. I-007「超軽量動力機及びジャイロプレーンに関する試験飛行等の許可について」に定める要件に適合する超軽量動力機及びジャイロプレーンについては通達「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」（空乗第181号、平成8年10月1日）に定める許可の基準を適用し、ホームビルト機については通達「ホームビルト機の航空法第28条第3項の飛行許可について」（空乗第255号、昭和55年5月1日）に定める許可の基準を適用することとする。

### 3. 許可申請に係る手続き

- (1) 許可申請に係る申請先は別添のとおりとする。
- (2) 地方航空局長は、当該許可を行う場合には、申請者に対し別紙様式の許可書に申請書1部（航空法施行規則第51条の2に定める内容のもの）を添付して通知するものとする。
- (3) 地方航空局は当該許可を行った場合には、その都度、下記事項を他の地方航空局及び関係空港事務所に通知し、本省運輸安全課あて四半期ごとに取りまとめ報告すること。
- イ 許可を与えた者の資格、氏名及び業務の内容
  - ロ 当該許可に係る航空機の種類、等級及び型式並びに国籍及び登録記号
  - ハ 飛行計画の概要
  - ニ その他参考となる事項

### 4. 附則

本通達は平成15年8月18日から施行する。

なお、昭和54年12月25日付け空乗第2547号（航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について）は廃止する。

附則（平成23年6月29日国空乗第128号）

（施行期日）

この通達は、平成23年7月1日から施行する。

附則（平成27年3月30日国空航第1013号）

（施行期日）

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

別 紙

〇〇〇第〇〇〇号

Approval No.

許 可 書

Special Flight Permission

殿

平成 年 月 日付け 号で申請のあった試験飛行等の航空業務については、航空法第28条第3項の規定に基づき、申請のとおり許可する。

なお、当該申請に係る航空業務を行う際には、当該航空従事者は本許可書又はその写し（並びに外国政府の発給した有効な技能証明及び航空身体検査証明若しくはこれに相当する証明等）を携帯するか当該機に備え付けること。

The conduct of flight duties described in the application No. dated is permitted in accordance with paragraph 3, Article 28 of Civil Aeronautics Law of Japan.

This permission or the copy of it (along with the relevant license and the medical certificate or equivalent issued by a foreign state) shall be carried on board the aircraft at all times during the flight duties described in the application.

平成 年 月 日

Date of issue

国土交通大臣  
(〇〇航空局長)

氏

名 印

Ministry of Land, Infrastructure and Transport  
(Director-General 〇 〇 Regional Civil Aviation Bureau)

許可が必要な場合の申請の提出先について

	国内使用			外国から	日本から	外国から	外国から
	実施場所が同一地方局の場合		実施場所が複数の地方局にまたがる場合	日本へ	外国へ	日本、再び外国へ	外国への
	同一空港又は場外離着陸場での離陸又は着陸	複数の空港又は場外離着陸場での離陸又は着陸		(飛行の目的を達成する為に必要な接続する国内の飛行を含む。)	(飛行の目的を達成する為に必要な接続する国内の飛行を含む。)	の飛行	飛行
日本国籍の航空機	管轄地方局	管轄地方局	最初の離陸空港又は場外離着陸場の管轄地方局	本省	本省	本省	本省
外国籍の航空機	管轄地方局	本省	本省	本省	本省	本省	

注1：防衛省向けに製造された納入前の航空機は、日本国籍の航空機と同様の区分による。

注2：上記の記載によりがたい場合は、別途、本省及び地方局で調整するものとする。

空 乗 第 6 5 2 号	整理 番号	PCL-4-71
昭和46年10月25日		
サーキュラー		
東京	国土交通省航空局技術部乗員課長	
航空局次長 殿		
大阪		
件 名	航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について	
自衛隊機の取り扱いについて次のように定める。		

#### 自衛隊機の取り扱いについて

自衛隊法第107条第1項により、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者については、航空法第28条第1項及び第2項は適用除外されている。従って、航空法第28条第3項も適用除外されると解釈することができる。この場合において「自衛隊が使用する航空機」とは「自衛隊が管理権を有する航空機」と解するものとする、

- (1) 防衛省向けに製造された新造機の引渡し前に行なわれる試験飛行及び受領検査飛行にあっては、管理権がまだ防衛省に移行していないので、この検査に乗り組む、民間の乗員は勿論のこと、防衛省職員も航空法第28条第3項の許可を要する。
- (2) IRAN機と称し、民間修理業者へ修理に出した航空機の飛行検査については、一般に自衛隊が管理権を有するので、この検査のために乗り組む防衛省職員は勿論のこと民間の乗員も航空法第28条第3項の許可の対象とはならない。